別記第9号様式(第15条関係) (表)

東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書

年 月 日

東京都立城南職業能力開発センター所長 殿

申請人 〒・住所

会社・団体名及び代表者名

東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例施 行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 目 的				
	施設の名称	年 月 日(曜日)	時	間
使 用 内 容			時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
入場料等の徴収	有 (1人	円) 無	人員	人(総数)
使用時における 会場責任者	〒・住所 氏名		TEL:	
会場に特別の設 備をし、又は変 更を加える場合 、その内容				
使用したい設備 機械等の名称と 数量				
備考				

[※] 裏面の使用の条件をよくお読みください。

〔使用の条件〕

- (1) 施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に 従うこと。
- (2) 職業能力開発センターの所長又は校長の指示を守らず、又は他の使用者に 迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、 使用承認を取り消し、又は以後の使用を制限することがあります。
- (3) 職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させることがあります。
- (4) 使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。
- (5) 職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発 センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、 職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認めた ときは、減額し、又は免除することがあります。
- (6) 東京都立職業能力開発センター条例第 12 条第 2 項ただし書の規定に基づき、 施設使用に関する実費を徴収します。
- ※使用後には必ず清掃を行って下さい。
- ※自動車での来所は、特別の事情のない限り、ご遠慮下さい。
- ※提出書類はホッチキス止めしないで下さい。
- ※施設の名称には、第一教室・第二教室・第三教室・パソコン室・ 実習場のいずれかを記入して下さい。